

平成21年第14回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年7月24日(金)

場 所 練馬区教育委員会

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 委員 加藤 一夫
同 教育長 薊部 俊介

議 題

1 議 案

- (1) 議案第47号 「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の施行期日を定める規則」の制定について
- (2) 議案第48号 「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例施行規則」の制定について
- (3) 議案第49号 特別支援学級教科用図書の採択について

2 答 申

- (1) 中学校教科書協議会からの答申について
- (2) 小学校特別支援学級調査委員会および中学校特別支援学級調査委員会からの答申について

3 陳 情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 陳情第10号 練馬区立中学校社会科教科書の採択についての陳情書について〔継続審議〕
- (3) 陳情第11号 教科書選定(調査)資料作成に関する陳情書について〔継続審議〕
- (4) 陳情第12号 日本の教育行政に沿った区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について〔継続審議〕
- (5) 陳情第13号 中学歴史教科書採択に関する陳情書について〔継続審議〕
- (6) 陳情第14号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する陳情書について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
区立小学校の天井吹き付け材におけるアスベスト含有の判明について

平成21年度東京都公立小学校への太陽光発電設備寄贈校に係る最終選定について
練馬区立学校給食総合調理場の統合について
びくに公園管理事務所の移設場所変更について
「東京ヴェルディ」との区民交流事業の実施について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

開 会 午前 9時00分

閉 会 午前 11時55分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 7名

委員長

それでは、ただいまから、平成21年第14回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が4名おみえになっているので、最初にご紹介をする。
案件に入る前に教育長より報告があるので、願います。

教育長

既に報道等でご案内のとおり、7月21日に練馬区立光が丘第二中学校の副校長
高橋三郎が、覚醒剤取締法違反の疑いで神奈川県の高津警察署に逮捕された。この
件については、光が丘第二中学校の生徒、保護者、さらには練馬区全体の学校教育、
また子供の教育に携わる方々に大変ご迷惑をおかけすると同時に、教育管理職であ
る副校長がこのような疑いで逮捕されたことについては誠に遺憾であると思ってい

る。今後このようなことがないように綱紀肅正には十分努めていきたいと思っている。

この件の詳細について、河口部長からご報告させていただく。

学校教育部長

ただいま教育長からご報告申し上げた件であるが、7月21日火曜日の午前11時過ぎに光が丘第二中学校坂井校長より第一報が入った。教育委員会事務局としては直ちに事実確認を行ったところ、光が丘第二中学校副校長高橋三郎53歳、中野区在住が、神奈川県警高津署により7月21日午前8時44分覚醒剤所持の容疑で逮捕されたという事実がわかった。

この高橋副校長については、今年の4月に光が丘第二中学校に着任をした。前任校は世田谷区立緑丘中学校副校長であり、副校長歴は10年目になる人物である。

神奈川県警からの報告により、11時45分に県警としてプレス発表するということがあったため、私どもは、この事件の重大性に鑑み、当日の午後3時を目途に記者会見を開催することを決定し、その後3時から記者会見を行った。

記者会見の中では、おわびをするとともに質問を受けた。記者からは、本人の経歴、人柄、評価など、またこの件について保護者・生徒にどのように説明をするのかという質問があり、それらについて答えた。

翌22日水曜日午前9時に臨時の校長会を開催し、教育長から本件について説明をするとともに、綱紀肅正の徹底について、改めて全校長に向けて訓示をした。

22日の午後7時から臨時の保護者会を光が丘第二中学校で開催し、303名の保護者の皆さん方に参加をいただいた。時間としては約1時間で、質問の内容は、部活動の継続の問題、進学への影響の問題、生徒へどのように説明をするのかということ、後任の副校長についてはどうなのかということ等の質問があった。校長あるいは教育委員会事務局から、部活動については顧問を直ちに配置をすること、進学への影響は一切ないということ、後任の副校長については速やかに配置するよう都に要請中であること等について説明をさせていただいた。22日は以上である。

23日木曜日に、午前9時から生徒集会を学校において開催をした。295名の参加があった。当該校の生徒総数は420名である。校長先生から本件の概要、今後の対応、特に生徒には全く責任がないということ、部活や臨海学校など教育活動は予定どおり行うということ等の説明をした。生徒は、落ち着いて冷静に聞いていて、混乱なく30分弱で集会を終えた。

昨日の情報としては、26歳の男性の共犯者が自首をした上逮捕されたという報道があった。直ちにこの件についても、警察に連絡をし、確認をしている。

この間、東京都教育庁に事件発覚後から連絡をとり、副校長の後任配置を一刻も早く行うよう要請をしているところである。何とか夏休み中に後任配置を行っていただけるよう要請を引き続き行いたいと思っている。

雑駁であるが、事件の概要また経過についてご報告させていただいた。

委員長

既にテレビ、新聞等で報道されていて、皆さんもご存じだろうと思うが、私も大変驚いた。事務局の皆様方が報道あるいは学校に対応していただいたことに感謝申し上げます。この件についてご意見等はあるか。

加藤委員

今回のこの不祥事について、教育委員の一人としての現在の思いは、冒頭に教育長が発言された内容とほぼ同じである。あえて言わせていただければ、光が丘二中の生徒や保護者の方々、区内の児童・生徒やその保護者の方々や教職員、練馬区民の方々、学校教育あるいは教師に対する信頼を裏切る行為であって大変遺憾なことだと思う。事実はまた正しく報告されるかもしれないが、この事実を謙虚に認めておわびをするとともに、反省をして今後に対応していかなければいけないと思う。

委員長

ほかによいか。

青木委員

私も大変残念に思うが、反面教師で、子供にとってはこういう大人になってはいけないのだということのお手本のようなことになってしまったが、これを今後いい意味で使って、逆転の発想で子供たちに、覚醒剤というのはいかにいけないものかということなどを題材にして、大変悪い事例ではあるが、これが反対にいい方向に行くようにしていただければと思っている。

外松委員

私も皆様と同じ思いである。教育に携わる立場の者が、反社会的な行為をしたことについて、非常に残念に遺憾に思っている。ほかの皆様が頑張っていらしても、一人そういう行動に出た者がいると、同じような者と見られてしまうような、または築き上げてきた信用を一気に失うというような事態にもなりかねないことであるので、今後また心を引き締めて教育にあたっていくということが大事である。

先ほど青木委員がおっしゃっていたことに同感である。薬物に関する教育も小学校からされているが、薬物は、大人になっても社会的な立場にある者でも誘惑されてしまうほどのものであり、いかに恐ろしいものであるか、そして人生が台無しになってしまうということをしっかり子供たちに教育していただきたいと思っている。

委員長

私も当日事務局よりご連絡を受けて大変驚いた。子供たちの影響を一番心配している。夏休みであったということが不幸中の幸いであったという感じがする。

それでは、教職員の綱紀粛正ならびにサービスの厳正につき一層の徹底をお願いする。また事務局においては、今後必要に応じてこの件について報告をお願いしたい。今後こういうことが起きないように皆で力をあわせていく必要があると思っている。

事務局の皆様は大変だったと思うが、今後ともよろしく願います。

それでは、案件にそって議事を進める。

本日の案件は、議案3件、答申2件、陳情6件、教育長報告6件である。

はじめに、本日の会議の日程等についてお諮りする。答申の(1)「中学校教科書協議会からの答申について」、答申の(2)「小学校特別支援学級調査委員会および中学校特別支援学級調査委員会からの答申について」が提出されている。これらの案件については、それぞれ中学校教科用図書、特別支援学級教科用図書の採択にかかる調査・研究結果についての報告であるため、「非公開」で行いたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、各委員からのご了解を得たので、答申の(1)および(2)については「非公開」で行うこととする。また会議の進行上、答申の(1)(2)および特別支援学級教科用図書の採択にかかる議案第49号については案件の最後に行いたいと思う。なお、議案第49号の採択本を決定する審議は公開として行いたいと思う。

本日の会議の終了は12時頃をめどとしたいので、会議の進行については、皆様方のご協力をお願いする。

- (1) 議案第47号 「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の施行期日を定める規則」の制定について
- (2) 議案第48号 「練馬区立石神井ふるさと文化館条例施行規則」の制定について

委員長

それでは、議案第47号 「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の施行期日を定める規則」の制定についておよび議案第48号 「練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例施行規則」の制定についてである。この内容について一括して説明をお願いする。

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)第二回定例会において議決された石神井公園ふるさと文化館条例の施行日を平成22年3月28日に、条例の一部の規定の施行日を平成21年10月1日にすることおよび条例の施行に関し必要な事項を定めるため制定する石神井公園ふるさと文化館条例施行規則の主な内容等について説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。よいか。
意見がないようであるので、まとめたいと思う。議案第47号および第48号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第47号および第48号については「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

つぎに陳情案件に入る。最初に、陳情第4号「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めてまいりたいと思う。
したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については継続とさせていただきます。

- (2) 陳情第10号 練馬区立中学校社会科教科書の採択についての陳情書について〔継続審議〕
- (3) 陳情第11号 教科書選定（調査）資料作成に関する陳情書について〔継続審議〕
- (4) 陳情第12号 日本の教育行政に沿った区立中学校社会科教科書（歴史分野）の採択について〔継続審議〕
- (5) 陳情第13号 中学歴史教科書採択に関する陳情書について〔継続審議〕
- (6) 陳情第14号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書（歴史分野）の採択に関する陳情書について〔継続審議〕

委員長

続いて、陳情第10号から第14号までである。本日は、継続審議中の教科書採択に関する陳情第10号から第14号までの5件について審査を行い、結論を出したいと思う。

それでは、審査の進め方については、陳情ごとに審査を行いたいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情ごとに審査をしていく。

まず、陳情第10号について審査を行う。前回の陳情審査と同様に、項目ごとではなく一括審査を行いたいと思う。

それでは、各委員のご意見、ご質問等をお聞きする。

加藤委員

陳情要旨の7行目、「とりわけ」以降に「日本では、戦前の大日本帝国憲法下の軍国主義的皇民化教育の反省のもとに現在の教育があるのでありますから」と陳情者が断定しておられるが、現在の日本の教育をこのように断定しているのかどうか。現在の日本の教育は、日本国憲法あるいは教育基本法のもとで行われていると私は思うので、このように断定することに対して私は疑問を感じる。

それから、陳情項目の1番の後半に、「天皇制を強調するような教科書は採択しないでください。」それから2番の後半に、「日本の過去の過ちをきちんと事実として伝えるという視点に立って」とあり、主張はこの文字のとおりだからわかるのだが、それを判断することになると、委員の中でも意見が分かれるのではないかと思うし、解釈するときに非常に微妙なものが絡んでくるので、この辺のところも、私自身にはちょっと理解できない。

委員長

今、加藤委員のから指摘があった。ほかにどうか。

青木委員

陳情要旨の下から3行目に「東京都教育委員会の方向性に左右されることなく、区教委の独自の良識ある判断で」とあるが、常に都教委の顔をうかがいながら採択を行うということはありませんか。独自性をきちんと保っていると思っている。

加藤委員

「危惧を感じております」というあたりを読んでいると、青木委員のおっしゃるような意見が出てくるのではないかとと思われる。

委員長

ほかにいかがか。

外松委員

陳情項目の1番、2番に関してはいろいろな意見があるかと思うが、先ほど加藤

委員がおっしゃられたように、教科書は日本国憲法、教育基本法をもとにして検定も受けているし、編纂されているので、特に1番で「徒に天皇制を強調するような教科書は採択しないでください」とあるが、そのように一方に偏った意見を取り上げることはできないと思う。

委員長

ほかにどうか。

教育長

陳情項目の3項であるが、教科書採択にあたっては、現場教員の意見を十分に尊重してということであるが、練馬区では、教科書採択においては教科書協議会等の組織を設け、それらが調査・研究した内容を参考に教育委員会で採択を行う。直接尊重したりするということはないので、3項については受け入れられないと思う。

また、委員の人選を透明にするということは、特定の個人がなったということを示すということになってしまう。採択が終わった後に公開はしている。教科書協議会の会議の公開というのは、自由な意見の交換を妨げることになるため、これについても受け入れることはできないと思う。

1項、2項については、3人の方がおっしゃったように、特定の考え方である。教科書を使用するのは子供たちなので、特定のものを植えつけるような教科書はよくないと思う。

委員長

それでは、まとめたいと思う。教科書採択にあたっては、5人の教育委員が中立・公平に議論して採択をしている。4人のご意見からこの陳情第10号については「不採択」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第10号については「不採択」とする。

続いて、陳情第11号について審査を行う。それでは、各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。いかがか。

教育長

この方の陳情の趣旨は、平成24年度から新学習指導要領が実施されるが、その新学習指導要領に沿った唯一の教科書は「自由社」として特定の教科書を挙げている。ところが、平成24年度からの実施であるから、各教科書会社はそれに向けてそれぞれ準備をしている段階なのである。

もう一つは、完全実施までの社会科の歴史の授業時間は変わらないし、また、練

馬区では、これまでの授業時間でやっていくということを各学校で決めている。したがって、必ずしも新学習指導要領によって作成した教科書でなくてはならないというわけではない。

委員長

今、教育長からご意見があった。ほかにはないか。

加藤委員

「教科書選定（調査）資料の作成を手抜きしないで準備すること」をどのように皆さんは解釈されたか。

教育長

「自由社」の教科書についても、教科書協議会等できちんとやってほしいということであると思うが、それについては、きちんと行っており、手抜きはしない。ただ、この方の説明には私は同意できない。9社の教科書を全部見て、これから教育委員会でも選定作業に入っていくのである。

加藤委員

その選定作業にあたって教育委員各自は、それぞれ形式等は多少違うかもしれないが、調査資料を作成した上で判断している。それは手抜きしないで誠心誠意やっていると思う。

教育長

この陳情では、「自由社」が加わったために以前の資料がそのまま使えなくなったということを行っているが、使えなくなったわけではない。

委員長

おっしゃるとおりである。ほかにはどうか。よいか。

ご意見がないので、まとめたいと思う。我々は、将来を担う練馬の子供たちのために手抜きをすることなく十分に精査をし、中立・公平に選定している。したがって、陳情第11号については「不採択」としたいと思うが、いかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第11号については「不採択」とする。

続いて、陳情第12号について審査を行いたいと思う。各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。いかがか。

教育長

この陳情も、特定の教科書の採択をしてほしいということであるので、教育委員会では特定の教科書を採択してほしいというものについては受け入れられない。

加藤委員

今の教育長の発言と同じである。具体的には要旨の最後の行に「この教科書を、我が練馬区において採択されますよう陳情致します。」この教科書を採択してほしいということを、採択する前に私たちが認めることになる公平性を欠くため、この1点から納得はできないと思う。

外松委員

加藤委員のおっしゃるとおりだと思う。

委員長

外松委員も、加藤委員、教育長とご意見が同じであるか。

外松委員

同じである。このとおりに陳情を採択してしまったら、公平に教科書の採択ができないということになってしまうので、受け入れることはできないと思う。

委員長

意見が出尽くしたと思うが、まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

教科書の採択にあたっては、候補に挙がっているすべての教科書を十分に精査し、かつ適正に公平に判断して採択している。教育委員の意見からも陳情第12号については「不採択」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第12号については「不採択」とする。

それでは、続いて陳情第13号について審査を行う。各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。

教育長

下から2行目に「その点でいえばきちんと書かれている教科書は「自由社」であります」とある。文部科学省は、中学校の歴史教科書について、平成21年度の採択に際しては、これまでに発行されている教科書でよいということである。したがって、新指導要領に準拠しているかどうかを各社比較検討する必要はない。

加藤委員

下から2行目の「きちんと書かれている教科書は「自由社」であります」と断定していられるので、この陳情を採択すると、自動的に採択の作業をする前にこの教科書を採択することになってしまう。先ほどの陳情と同じように、公平、公正に検討し、判断することに対して事前に方向が決まってしまうため、承認するわけにはいかない。公平、公正に判断するうえで問題だと思う。

委員長

ほかにどうか。よいか。

外松委員

この陳情者がいろいろ考えてくださっているということは非常に伝わってきた。日本のことを大切に思っていることはわかるが、今、お二人の方が発言されているように、この陳情が「自由社」を採択してほしいという陳情だということなのである。教育委員会で、9社について資料などをもとにきちんと精査し、公平、公正に決めていくので、この陳情は受け入れることはできないと思う。

青木委員

陳情者は、様々な資料をご自分でも調べ、子供のためにこの教科書を採択してほしいという気持ちで挙げていらっしゃるが、1つの教科書を採択してほしいという陳情に関しては受け入れられないと思う。

委員長

ほかにないか。それでは、意見も出尽くしたということでまとめたいと思う。教科書の採択にあたっては、対象教科書すべてを十分に委員会で精査して、かつ公平に行っているということである。したがって、この陳情第13号については「不採択」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第13号については「不採択」とする。
続いて、陳情第14号について審査を行いたいと思う。各委員のご意見、ご質問

等を伺いたいと思う。

加藤委員

陳情第13号よりも14号はさらに鮮明になっているところもある。陳情の最後の2行である。「ついては、本年の採択は、「自由社」本を是非とも採択頂きたく、重ねて陳情いたす次第です」と、はっきりと陳情者の意図が示されているので、理由は今までいろいろ申してきたので繰り返さないが、この1点からおのずから結論が出ると思う。

委員長

ほかにいかがか。

青木委員

私も、特定の教科書を推薦しているので、受け入れられないと思う。

委員長

という青木委員のご意見である。ほかにご意見はないか。

外松委員

同じことの繰り返しになるが、この陳情の最後の文章に「本年の採択は、「自由社」本を是非とも採択頂きたく」とあり、これでは、公平、公正な教科書の採択に反することになるので、到底受け入れることはできない。

付け足しさせていただくと、日本の国を大切に思うということが、逆に他を排斥しかねないようなことも少し感じられるような部分もある。また広く子供の将来を考えると、自国のことがわかり他国も理解できるよう教育をしていただきたいので、受け入れられない。

委員長

ほかにいかがか。

青木委員

今まで、この「自由社」の教科書を採択してほしいという陳情を不採択にしているので、そこだけを見ってしまうと流れるに「自由社」を選ばないということを言っているように思われる方も万が一いらっしゃるかもしれないが、決してそういうことではなく、公平に選ぶために1つの教科書だけを事前に推薦することはできないということを最後に確認したい。

委員長

4人の委員の皆様方のご意見を伺っていると同意見である。我々教育委員会としては、責任を持って、公平、中立な立場で採択を行っていくというご意見である。

したがって、陳情第14号については「不採択」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第14号については「不採択」とする。
以上で陳情案件を終わる。

委員長

続いて、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、区立小学校の天井吹き付け材におけるアスベスト含有の判明について、小学校への太陽光発電設備寄贈校に係る最終選定について、総合調理場の統合等について、各課長からご報告させていただく。

委員長

それでは、報告の区立小学校の天井吹き付け材におけるアスベストの含有の判明について、説明をお願いします。

施設課長

資料の説明（説明要旨）区立小学校の改修工事に先立ち事前にアスベストの成分分析調査を実施した結果、アスベストを含有した天井吹き付け材の使用が判明したことについて、その判明した内容、当該アスベストの除去工事、原因の究明、調査記録の再点検等を説明

委員長

質問等はあるか。

外松委員

ただいまの報告で、特に2番の原因の究明というところを明らかにしていただいたので、一度調査したのになぜまたこういうことになったのかということがわかった。しかしながら、(1)の建築年次を誤認したとか、(2)の新三種を対象とした調査をすべきであったのに調査すべき箇所を調査していなかったとのことであり、情けないと感じるところがある。こういうことになると、費用などもある程度かかるし、どうしてこのようなことが起きたのかということをよく精査していただいて、このようなことが何回も繰り返し行われることのないようにしていただきたいと思います。

施設課長

このようなことがないように再度調査を徹底して行う。平成15年度の調査であるが、アスベストが露出した吹き付け材を完全に除去するために、大泉第二小では、2回に分けて調査した。区立施設も含めて疑わしきところをまず重点的に先にやったということである。その後改めて、小中学校についてはさらに範囲を広げて追加調査を行っている。このときに、既に建築年次が違うということについては認識していた。それはこの15年当時、19年当時の調査の考え方そのものの根底がゆるぐものではないのだが、最初にまず人為的に調査をして、つぎの段階でまた違う部隊が調査をした。人為的な連携の不十分な点、確認を十分にできていなかった点が、今回改めて改修工事で調査したときに判明したものである。したがって、今後全部の調査記録について今回の時点から改めてもう一回見直しをして臨む。

学校教育部長

外松委員から情けないというお話をいただいた。反省すべき点が多々あると思っている。2回にわたって調査を行い、アスベストの露出した吹き付け材については、完了していると私もも考えていた。今回、工事に先立って、過去のアスベスト調査の履歴を突き合わせていたところ、ひょっとしたら漏れているのではないかとということ職員が発見し、そして調査をした結果わかったということである。いずれにしても、過去の2回の調査で漏れていたということについては、その事実は全くそのとおりであるので、十分に反省するとともに、もう二度とこのようなことがないように、1つ1つの部屋について過去のアスベスト調査の履歴と突合して、少しでも調査漏れの可能性があるところについては、再度精査をして調査をしていきたいと思っている。保護者の皆様方にも既にお話はさせていただいているが、夏休み中に速やかに除去すると同時に、今後、全小中学校についてこのようなことのないように全力を上げてまいりたいと思っている。

青木委員

夏休み中に工事を行うということであるが、工事車両が入ったりすると夏休みの行事や校庭開放などに影響があると思うので、なるべく児童などに影響がないように、速やかに工事を行い、安全に配慮していただきたいと思う。

施設課長

アスベストの除去工事については、法令に基づいて安全を確保し、進めさせていただきたいと思う。

委員長

このアスベストについては、教育委員会でも過去に十分に議論されて、いち早く練馬区では学校に対応したという記憶がある。子供たちに対する健康の問題が大きくクローズアップされるだろうと思うので、その点も十分踏まえてきちっと対応し

ていく必要があると考える。大変だと思うが、子供たちのためによりしく願う。

続いて、報告の を願う。

施設課長

資料の説明（説明要旨）区立小学校への太陽光発電設備寄贈について、寄贈元、寄贈の目的、大泉学園桜小学校が設置予定校と対象となった経緯、設備の規模等を説明

委員長

平成21年度の東京都公立小学校への太陽光発電設備寄贈校に係る最終選定ということで、大変うれしい話である。ご質問、ご意見等はあるか。

青木委員

学校ではどのようなことにこの電力は使われるのだろうか。

施設課長

10kwで発電するもので言うと、おおむね普通教室の4から5教室分の1日の蛍光灯、電力の需要をまかなう。今どれくらい発電しているかという発電モニターを学校内に設置して、啓発のために使っていただくという形になる。

外松委員

学園桜小の子供たちは太陽光発電設備が身近な自分の学校にあることになるので、児童にとっては本当によい教育環境となると思う。先ほどの説明によると、発電は1日4～5教室分の電気使用量分をまかなうことができるということである。そうすると、目に見えるような形になるのだろうかから、児童にとってよい教育になると思う。

委員長

続いて、報告の 練馬区立学校給食総合調理場の統合について、説明を願う。

保健給食課長

資料の説明（説明要旨）平成22年度末までに廃止する予定の練馬区立学校給食総合調理場について、廃止に先立ち、平成22年4月1日から現在2場あるうちの学校給食第一総合調理場を廃止し、学校給食第二総合調理場に統合すること等を説明

委員長

ご質問、ご意見等はあるか。

青木委員

来年度からは第二総合調理場に統合ということだが、現在4校を対象としている第二調理場は能力的には可能であるのか。

保健給食課長

総合調理場での対象校は、年々自校調理校化に伴って減ってきているが、献立の内容等の細かい点で差があるとはいえ、第二総合調理場は、かつては学校数20以上の学校の給食をつくっていたので問題ないと思う。

外松委員

来年度の総合調理場の対象校は6校ということは今伺ったが、第二総合調理場と来年度そこから給食をとる6校の距離などについて特に問題等はないと考えてよいのか。

保健給食課長

現在土支田から送っているものも練馬から送ることになるので、大泉学園方面の学校は、区を横断するような距離になると思う。

教育長

学校名を言ってほしい。

保健給食課長

具体的には大泉学園小学校である。練馬から大泉学園小学校まで配達することになる。

教育長

6校全部言ってほしい。

保健給食課長

豊玉第二小学校、大泉学園小学校、泉新小学校、豊玉南小学校は改築工事をしているため給食センターからの配送となる。それから開進第四中学校と貫井中学校の6校である。配送については、現在は容器を二重にして保温性を高めるなどの対応をとっていて、従来から言われていた温かいもの、冷たいものが出せないということがないように努力している。

委員長

続いて、報告の びくに公園管理事務所の移設場所変更について、願います。

スポーツ振興課長

資料の説明(説明要旨)平成21年5月15日開催の第9回教育委員会において報告したびくに公園内の管理棟の移設場所について、変更があったこと等を説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問等を伺う。

外松委員

参考の3番の(3)の公園内ランニング走路の利用について確認させていただきたい。このランニング走路のうち、作業構台の2箇所で車両の横断があるため、安全面の必要性から保安員を置くとあるが、この保安員は、都により置かれていると考えてよいか。

スポーツ振興課長

保安員については、委員のおっしゃるとおり、東京都で置いているものである。加えて説明させていただくと、【作業構台設置図】のブルーの線の両端のところに、保安員を置くとともに、入り口のところにゲートをつけて、トラックが通るときだけそこを開けるという作業を保安員がしている。

委員長

つぎに、報告の「東京ヴェルディ」との区民交流事業の実施について、願います。

スポーツ振興課長

資料の説明(説明要旨)「東京ヴェルディ」との区民交流事業の実施について、東京ヴェルディと練馬区との相互協力の内容、区民交流事業の内容等を説明

委員長

この件について、ご質問、ご意見等はあるか。よいか。
それでは、続いてその他の報告を願います。

庶務課長

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業である。前回、6月26日第12回定例会でご報告をした以後申請のあったものである。全部で9件あった。すべて承認ということである。
以上である。

委員長

ほかにあるか。

スポーツ振興課長

荒川河川敷の野球場の利用についてである。4月28日の第8回教育委員会において、7月供用開始とご報告させていただいたところであるが、国からの占用許可が想定より若干遅れた関係で、現在、8月8日の土曜日に供用の開始を予定している。

委員長

何かこの件についてないか。

ないようであるので、以上で議案の(3)番および答申の(1)番、(2)番を除き、全ての案件が終了した。

つづいて、答申の(1)番、(2)番および議案第49号の審議に入るが、冒頭申し上げたとおり、採択本を決定する審議を除いて「非公開」で行うので、理事者の一部の方と傍聴者の方は、まことに恐縮であるが、退室をお願いしたいと思う。

なお、会議の再開は午前11時40分ごろをめどとしている。そこから採択の審議に入りたいと思う。では、退席をお願いする。

理事者の一部、傍聴者退室

(3) 議案第49号 特別支援学級教科用図書の採択について

傍聴人入室

委員長

それでは、会議を再開する。議案第49号 特別支援学級教科用図書の採択についてである。先ほど各委員が教科書を調査していただいた。小学校特別支援学級用一般図書については今年度3冊加わって129冊となり、中学校特別支援学級用図書については今年度6冊加わって65冊となった。

それでは、審査をしてまいる。各委員のご意見等を伺いたいと思う。小学校について、ご意見等はあるか。

青木委員

新しく加わった3冊もとても内容が詳しく、子供たちを指導するうえで、前回からの採択本もあわせてよろしいのではないかと思う。

委員長

とてもよろしいのではないかという青木委員からのご意見である。

教育長

特別支援学級10校の子供たちそれぞれの理解度等を考慮しながら調査委員会で

4回にわたり各学校の意見を入れながら選ばれた本ということであり、実際に手にとってみても必要性の高いものだと思う。

委員長

ほかにいかがか。

外松委員

新しい3冊のうちの1冊である家庭科で使う5年生向けの婦人之友社の「こどもがつくるたのしいお料理」であるが、6年生ではここを採用したい学校が、女子栄養大学の出版部の本を6年生では使うことになっている。であるから、6年生までを考えて5年生の家庭科で、子供たちが調理をしたりする際に、よりわかりやすく具体的なものという視点でこの婦人之友社の図書を選んだのかなと思った。よく検討されていると思う。

加藤委員

特別支援学級の教科用図書を選ぶというのは、一つには、子供の興味や関心、さらには意欲、そういったものとの絡みでどの教科書が適切かということを考える必要があると思う。二つ目は、子供の能力面に目を向けたときに、学習の理解の程度が課題になると思う。そういう中で指導にあたる教師は、個に応じた指導を進めていかなければならない。そういうことをもとにして考えたときに、日々子供たちの指導にあたっている、実践の第一線で働いていらっしゃる先生たちが推薦された経緯もある。そういうことを別にして見た場合でも、問題になる本は見当たらなかったのだから、私はこの3冊も含めて採択したらどうかと思う。

委員長

それではまとめたいと思う。新たに加わった、教育芸術社の「歌はともだち」、婦人之友社の「こどもがつくるたのしいお料理」、金の星社「やさしいからだのえほんからだのなかはどうなっているの?」この3冊の教科書については採択ということではよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、中学校のほうに入る。中学校特別支援学級用教科書については、新たに6冊加わった。先ほど手にとってご覧になっていただいた。これは問題だということはあるか。

外松委員

中学校の新しい6冊のうちの数学で使用するきょういくネットの本であるが、1

年生で今回採用ということであるが、その学校は、2年生、3年生も同じ発行元の練習帳を使うので、系統性もあり、よりよい教育ができるのではないかと思います。

加藤委員

先ほど小学校の特別支援学級の教科用図書を選ぶときに発言したことをもとにして考えた場合に、この6冊も採択してよろしいのではないかと考える。

青木委員

理科の小学館の「飼育と観察」という図鑑が、少し大きいかとも思うが、こちらを選んだ学校では、3学年で共通して使うということで、大分長い間使っていただくということであればこれでよろしいかと思うので、新しい6冊はよろしいのではないかと思います。

委員長

ほかにどうか。

教育長

私も、答申どおりでよろしいのではないかと思います。

委員長

ほかにないか。

加藤委員

新しい教科書の採択だけを確認すればいいのか。それではまずいのではないか。

教育長

全部の教科書についてである。

加藤委員

それでは、最終的に確認するのであろうか。

委員長

新規に候補となった教科書と20年度から継続して使う教科書を最終的に確認する。

外松委員

新たに国語で「のはらうた」が出ているが、それを希望している学校は、その前も同じスタンスで音読に力を入れており、生徒にいいものは覚えさせ日本語のよさを体感させていきたいという1年生から3年生まで一貫した見通しのもとに、今回新たにこの本を希望されている。縦系列も非常に明確であるし、よいのではないか

と思う。

委員長

それではまとめたいと思う。新たに加わった童話屋の「のはらうた（国語）」、きょういくネットの「できるできる算数練習帳1年（数学）」、小学館の「小学館の図鑑NEO 飼育と観察（理科）」、教育芸術社の「歌はともだち（音楽）」、婦人之友社の「混声合唱曲（音楽）」、数学研究社の「絵で楽しくおぼえることもの英会話（英語）」、以上6社を新たに採択することでよいか。

教育長

中学校で昨年まで使用していた69冊のうち、来年度については10冊が使わなくなり、新たに6冊が増えたため、結果的に平成21年度は65冊の図書が使われるということである。一覧表に載っている全教科書についての承認であるか。

委員長

そうである。

教育長

結構ではないかと思う。

委員長

それでは、最終的にまとめたいと思う。小学校特別支援学級用一般図書の129冊および中学校特別支援学級用一般図書の65冊については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第49号については「承認」とする。
以上をもって、平成21年第14回の教育委員会定例会を終了する。